

平成 21 年 12 月 7 日

参 考 資 料

(個人所得課税)

目 次

・ 個人所得課税（とりまとめに向けて）	1
・ 扶養控除の概要	2
・ 扶養控除（成年）の廃止についての考え方	3
・ 特別成年扶養税額控除（仮称）について(案)	4
・ 所得控除と税額控除のイメージ	5
・ 現在非納税者である方について、引き続き非納税者とするための措置（特別調整控除（仮称））のイメージ	6
・ 扶養控除（成年）の対象者①	7
・ 扶養控除（成年）の対象者②	9
・ 歳出面からの支援措置の例	10
・ 政府税制調査会諮問文（抜粋）	13
・ 民主党マニフェスト（抜粋）	14
・ 扶養控除の廃止に伴う増収見込額	15
・ 人的控除の概要	16
・ 所得税法上の「障害者」の範囲（イメージ）	17
・ 扶養控除（成年）の対象となる者の現状（総務省抽出調査）	18
・ 所得税の基礎的な人的控除の概要	19
・ 特定扶養控除の推移	20

・ 給与所得控除制度の概要	21
・ 所得税・個人住民税の税率構造	22
・ 公的年金等控除制度の概要	23
・ 所得税の主な改正と税収の推移	24
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子2人（専業主婦）の給与所得者）	25
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子2人（共働き）の給与所得者）	26
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子1人（専業主婦）の給与所得者）	27
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子1人（共働き）の給与所得者）	28
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦のみ（専業主婦）の給与所得者）	29
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦のみ（共働き）の給与所得者）	30
・ 個人所得課税の実効税率の推移（単身の給与所得者）	31
・ 所得税の税率の推移（イメージ図）	32
・ 所得税の限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較	33
・ 所得税の課税最低限（夫婦子2人の給与所得者の場合）	34
・ 所得税の課税最低限（夫婦子1人の給与所得者の場合）	35
・ 所得税の課税最低限（夫婦のみの給与所得者の場合）	36
・ 所得税の課税最低限（単身の給与所得者の場合）	37
・ 所得税における課税所得階級別の納税者数等	38
・ 給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較（夫婦子2人（専業主婦））	39
・ 課税ベース（イメージ図）	40

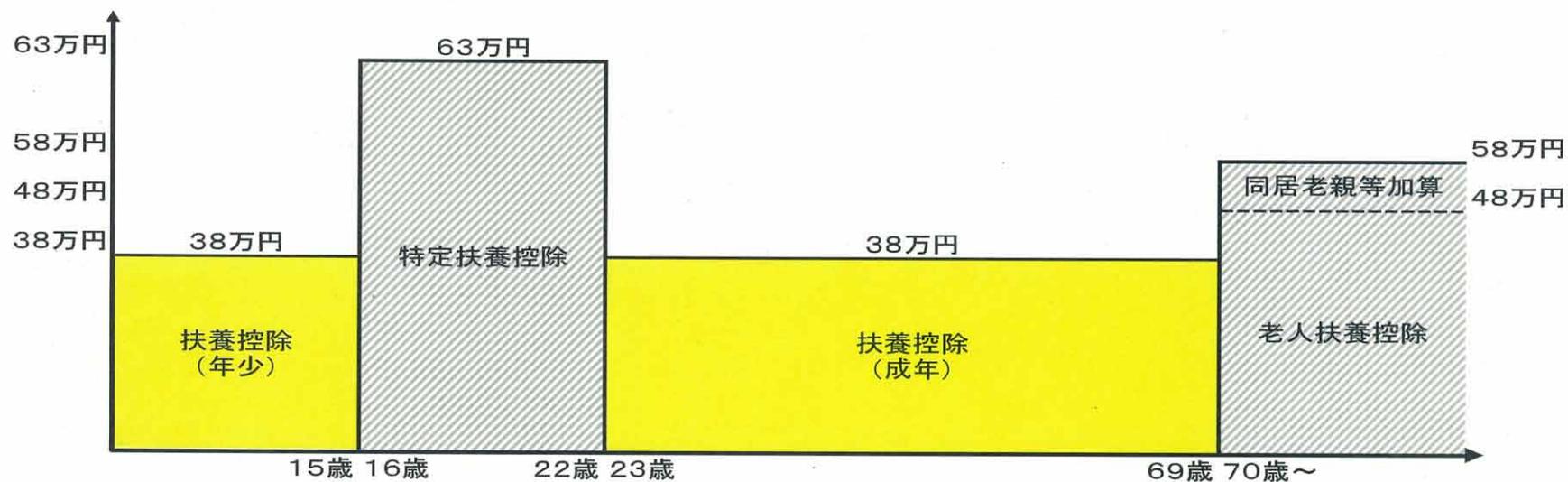
・その他の所得控除の概要	41
・妻が専業主婦である雇用者／妻のいる雇用者	42
・諸外国の税制を活用した給付措置について	43

個人所得課税（とりまとめに向けて）

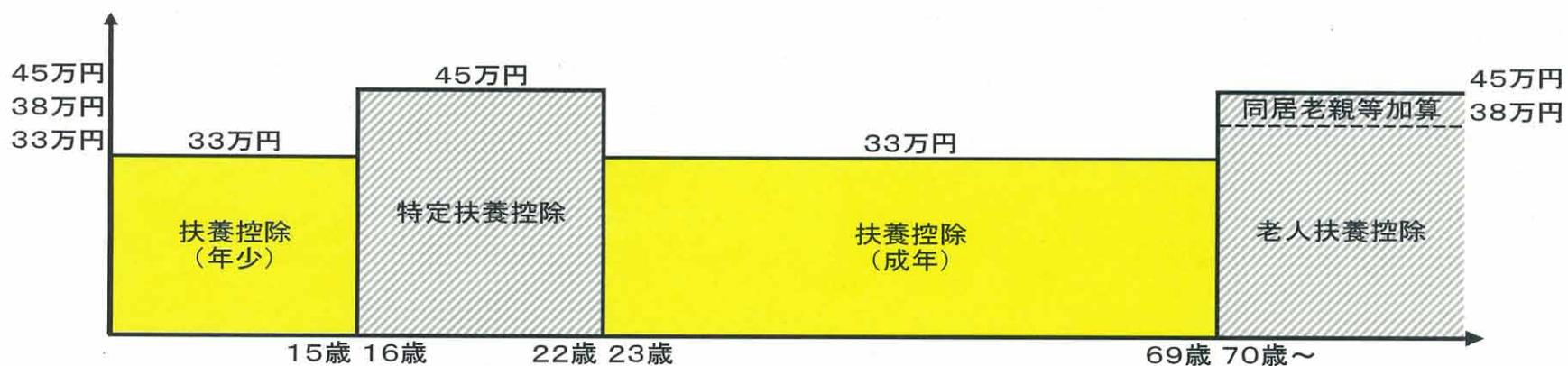
- 「所得再分配機能の回復」、「控除から手当へ」との考え方の下で、「就労している者と就労していない者のバランス」も考慮し、「子どもの養育を社会全体で支援する」との観点から、22年度改正において、「子ども手当」の議論とも関連し、扶養控除（年少・成年）を廃止することとしてはどうか。
その際、成年のうち障害等の特別な人的事情を有する者（就労困難な者）を控除対象とする、新たな税額控除（「特別成年扶養税額控除」（仮称））を創設することとしてはどうか。
また、成年に対しては「手当」の支給がないことを踏まえ、現在非納税者である方については、引き続き非納税者となるよう措置を講ずることとしてはどうか。
- 配偶者控除の見直しについては、その考え方等について広く意見を聴取しつつ整理を行った上で、23年度改正において取り組むこととしてはどうか。
- 所得再分配機能の回復等の観点からの、給与所得控除や特定扶養控除の見直しや、税率構造など本格的な所得税改革は、23年度改正において取り組むこととしてはどうか。
- 公的年金等控除などの年金課税の見直しについては、配偶者控除の見直しや年金制度改革の内容を踏まえて検討していくこととしてはどうか。

扶養控除の概要

扶養控除(所得税)



扶養控除(住民税)



扶養控除（成年）の廃止についての考え方

◎ 扶養控除（成年）の対象となる人は、23歳以上の者であり、年少の子どもとは異なり、基本的には就労し独立した生計を維持することが可能な世代。

具体的には、就労していない人やパート的な働き方（103万円以下の収入）をしている人を対象としている。

しかしながら、就労の状況を含めて多様なライフスタイルとなっている今日においては、障害等などにより就労することが困難な人は別として、このような世代の人のうち所得が一定以下の人を一律に扶養される人として控除（成年）の対象とする必要性は乏しいのではないか、税制上の措置としてバランスがとれていないのではないかと考えられる。

このため、「控除から手当へ」との考え方の下で、子どもの養育を社会全体で支援する観点から、子ども手当の創設とあいまって、扶養控除（成年）についても廃止することとしてはどうか。

（就労の有無・形態による税法上の取扱いの違い）

- ・ 就労していない人、パート的な働き方をしている人は扶養控除（成年）の対象となっているが、生活のために家族全員が働いていたり、高齢の人や障害がある人でも生活のために就労を余儀なくされていたりするような状況にある人は所得税を納税しており、控除の対象となっていない。

（参考） 飲食店従業員 時給 700 円 1 日 8 時間・年 220 日勤務 → 年収：123.2 万円・・・課税

時給 700 円 1 日 8 時間・年 100 日勤務 → 年収：56.0 万円・・・非課税

- ・ （就労していない）大学院生等は扶養控除（成年）の対象となっているが、社会人として働きながら、夜学や大学院に通っている人は、所得税を納税しており、控除の対象となっていない。

◎ 扶養控除（成年）を廃止する際、成年のうち、障害などにより就労し独立した生計を維持することが困難な人に対して配慮する措置を講じてはどうか。